

吉賀町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

吉賀町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 吉賀町全地域

(1) 現況

本地域は、中国山地の西端に位置し、町全面積の92%を山林が占める中山間地で、やや急峻で、一部広い連担地も点在している。本町の農業は水稻を基幹作物として、有機農業、施設野菜、わさび、栗、菌床椎茸、和牛等を組み合わせた複合経営が営まれている。しかし、農業者の高齢化や人口減少が進んでおり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障がでている。また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加とともに、中山間地域等においては農業生産活動の維持が懸念されている状況となっている。また、環境への関心が高まる中、自然環境の保全に資する農業生産活動の推進が求められている。

今後、こうした取り組みが町内全域に広がり定着するよう、地域の実情に即した担い手の育成や地域あげての多面的機能の発揮に向けた活動を進めていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や担い手農家の負担軽減を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「多面的機能支払」という。）を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域では、集落における営農の継続や農地の維持管理及び集落機能等を強化していくために法第3条第3項第2号に掲げる事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を推進する。さらに、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着のため、「吉賀町まちづくり計画」や「吉賀町有機農業推進計画」に基づく事業と一体的に法第3条第3項第3号に掲げる事業（以下「環境保全型農業直接支払」という。）を推進する。以上により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	吉賀町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	吉賀町全域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	吉賀町全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

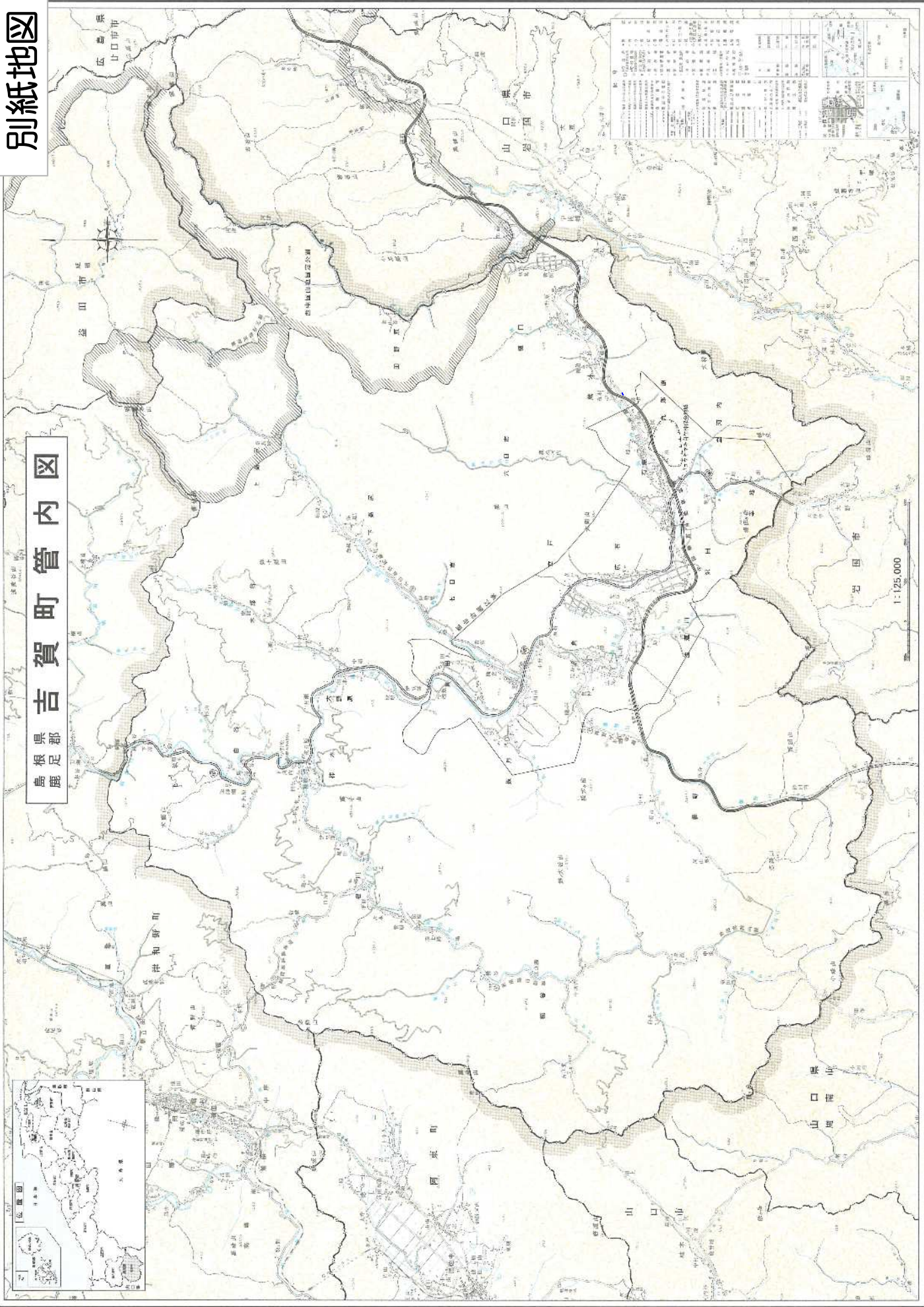
5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

別紙地図

吉賀町管内図

鳥根県 鹿足郡



促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

吉賀町全域（5法指定地域）

イ 対象農用地

（ア） 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ） 自然条件により小区画・不整形な田

（ウ） 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランで今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者など地域の実情に合わせて町長が認定する。

3 その他必要事項

- (1) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- (2) 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理（1回耕起、畦畔草刈等）をしなければならない。